

○雲仙市広告掲載基準

平成21年4月23日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱（平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。）第4条第1項各号に定める広告掲載の基準について、主な判断基準を次のとおり定めるものとする。

(公共性・中立性)

第2条 要綱第4条第1項第1号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

(1) 雲仙市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの

(条例等)

第3条 要綱第4条第1項第2号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第35号）、医療法（昭和23年法律第205号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、公職選挙法（昭和27年法律第100号）、旅行業法（昭和27年法律第239号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、各業界の公正競争規約等の商品、広告等に関する法令、規約等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 市税の滞納がある者

(公序良俗)

第4条 要綱第4条第1項第3号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

(1) 公の秩序に反するもの

ア 暴力又は犯罪行為を示唆又は誘発するような表現のもの

イ 誹謗中傷又は不快な印象を与えるもの

(2) 風紀上好ましくないもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されるもの及び風俗営業類似のもの

イ 乱暴な表現、善良な風俗に反するような表現及びわいせつ性を連想させる表現のもの

(人権侵害)

第5条 要綱第4条第1項第4号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

(1) 人種、信条、性別等に対する差別にあたるもの

(2) 誹謗、中傷、排斥等により名誉を毀損するおそれがあるもの

(3) 著作権、肖像権等の第三者の権利を侵害するおそれがあるもの

(政治性・宗教性)

第6条 要綱第4条第1項第5号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとお

りとする。

- (1) 政党等の講演会及び議員等が開催する政治性のあるもの
- (2) 寺社や宗教名義等を用いて行われる布教活動等の宗教性のあるもの  
(名刺広告)

第7条 要綱第4条第1項第6号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 個人的な宣伝広告に関するもの  
(社会問題の主義主張)

第8条 要綱第4条第1項第7号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 政治、経済、文化、社会その他の諸問題に関する意見、主義、問題提起等に関するもの  
(不快・危害)

第9条 要綱第4条第1項第8号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 非科学的又は迷信に類するもので、市民を惑わせ不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定される暴力団、反社会的団体、特殊結社団体等に関するもの  
(美観風致)

第10条 要綱第4条第1項第9号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 景観に対して著しく違和感があるもの
- (2) 地域のルール及び慣習によって形成された景観及び文化にそぐわないもの  
(青少年保護及び健全育成・消費者保護)

第11条 要綱第4条第1項第10号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの
  - イ 残酷な描写及びわいせつ性を連想させる表現のもの
  - ウ たばこ及びギャンブルに関するもの
  - エ 年齢等の制限及び一部規制の要件を明確に表示していないもの
  - オ 飲酒を誘発するような表現のもの
- (2) 消費者保護の観点から適切でないもの
  - ア 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）で貸金業と規定されるもの
  - イ 法律の定めがない医業類似行為に関するもの
  - ウ 虚偽の表示、投機心及び射幸心をあおる表現、誇大な表現、有利及び優良と誤認させる表現、説明不足により誤認するおそれがある表現、違法性のおそれがある商取引、広告規制を回避するための脱法行為と疑われる表現等により消費者に被害を

与えるおそれのあるもの

(その他)

第12条 要綱第4条第1項第11号に規定する内容に該当する場合の主な例示は、次のとおりとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第125号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
- (2) 責任の所在及び内容が不明確な表現のもの
- (3) ホームページ広告掲載のリンク先である広告掲載申込者のホームページの内容について、審査を行える可能な範囲で当該広告掲載基準に抵触するもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。